

特別養護老人ホーム 茜の郷 利用料金表

当施設の利用に要する費用は、以下の表の通りです(現時点でのものであり、変更されることもあります)。

○多床室

(月額30日で算定)

	利用者負担段階	一割負担	日常生活 継続支援 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算 Ⅰ	介護サービ ス費合計	居住費	食事負担額	日 額	月 額
要介護1	第1段階	616円	38円	5円	9円	14円	682円	0円	300円	982円	29,460円
	第2段階							430円	390円	1,502円	45,060円
	第3段階①							430円	650円	1,762円	52,860円
	第3段階②							430円	1,360円	2,472円	74,160円
	第4段階							1,150円	1,650円	3,482円	104,460円
要介護2	第1段階	689円	38円	5円	9円	14円	755円	0円	300円	1,055円	31,650円
	第2段階							430円	390円	1,575円	47,250円
	第3段階①							430円	650円	1,835円	55,050円
	第3段階②							430円	1,360円	2,545円	76,350円
	第4段階							1,150円	1,650円	3,555円	106,650円
要介護3	第1段階	765円	38円	5円	9円	14円	831円	0円	300円	1,131円	33,930円
	第2段階							430円	390円	1,651円	49,530円
	第3段階①							430円	650円	1,911円	57,330円
	第3段階②							430円	1,360円	2,621円	78,630円
	第4段階							1,150円	1,650円	3,631円	108,930円
要介護4	第1段階	838円	38円	5円	9円	14円	904円	0円	300円	1,204円	36,120円
	第2段階							430円	390円	1,724円	51,720円
	第3段階①							430円	650円	1,984円	59,520円
	第3段階②							430円	1,360円	2,694円	80,820円
	第4段階							1,150円	1,650円	3,704円	111,120円
要介護5	第1段階	911円	38円	5円	9円	14円	977円	0円	300円	1,277円	38,310円
	第2段階							430円	390円	1,797円	53,910円
	第3段階①							430円	650円	2,057円	61,710円
	第3段階②							430円	1,360円	2,767円	83,010円
	第4段階							1,150円	1,650円	3,777円	113,310円

*第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」等が必要です。

介護保険対象

(月額30日で算定)

	加算項目(対象者のみ)	内 容	日 額	月 額
その他 加算料 金	①外泊加算	1日(6日間を限度とする)	257円	1,542円
	②初期加算	入所時から30日以内の期間	32円	960円
	③退所時等相談援助加算		—	—
	・退所前後訪問相談援助加算	退所後1回を限度として算定	481円	—
	・退所時相談援助加算	利用者1人につき1回を限度として算定	418円	—
	・退所前連携加算	利用者1人につき1回を限度として算定	523円	—
	④経口移行加算	経管栄養の方を対象(原則180日まで)	30円	900円
	⑤経口維持加算		—	—
	・経口維持加算(Ⅰ)	著しい誤嚥が認められる方を対象(原則180日まで)	—	418円
	・経口維持加算(Ⅱ)	誤嚥が認められる方を対象(原則180日まで)	—	105円
	⑥口腔機能維持管理加算	口腔ケアに係る技術的助言及び指導	—	32円
	⑦療養食加算	医師の指示に基づく糖尿病食等を提供	19円	570円
	⑧看取り介護加算	死亡前30日を限度とする	—	—
	・看取り介護加算(1)	死亡日以前4日以上30日以下	151円	—
・看取り介護加算(2)	死亡日以前2日または3日	711円	—	
・看取り介護加算(3)	死亡日	1,338円	—	
⑨排せつ支援加算	支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定	—	105円	
⑩個別機能訓練加算(Ⅰ)	機能訓練指導員による機能維持等の訓練	13円	390円	
⑪個別機能訓練加算(Ⅱ)	厚生労働省の機能訓練に関する情報を活用した場合に算定	—	21円	
⑫若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者の受入れ	126円	—	
⑬介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	当該月の介護サービス費の約14.0%の額			
⑭科学的介護推進加算(Ⅰ)	利用者に係るデータを活用しケアの向上を図る取り組みを行った場合に算定	—	42円	

高額介護サービス費(同月に利用者負担額が上限額を超えた時は、超過額が還付されます。)

【上限額】 ○課税所得690万円以上 140,100円 ○課税所得380～690万円 93,000円 ○課税所得380万円未満 44,400円
 ○一般 44,400円 ○住民税世帯非課税等 24,600円 (前年所得80万円以下、老齢福祉年金受給者) 15,000円
 ○生活保護受給者等 15,000円

介護保険対象外(居住費・食費は除く)

	料金項目	内 容	日 額	月 額
別途 料金	理美容代	委託業者による		実費
	貴重品管理・代行事務費	貴重品等の管理・代行事務	—	1,500円
	レクリエーション、クラブ活動費	材料代等		実費
	電気器具の使用料	一日あたり	80円	2,400円
	特別な食事の費用	個別の希望による特別な食事(酒等を含む)		実費
	複写物(コピー)交付費	1枚につき		10円
	おやつ代	午後3時のおやつ提供	150円	4,500円
	買物代行費	買物の代行費用	—	1,600円

*介護保険対象の料金表(居住費・食事負担額を除く)の表示金額は各項目のサービス単位数に地域区分・5級地単価(10.45円)を乗じた金額(端数切捨て)の1割の額となっています。

*利用者のご希望に基づいて、物品を購入する場合や利用者からの負担が適当であると認められるものは、実費をお支払い頂きます。

*利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

(令和6年10月現在)